

会 議 録

- 1 附属機関の会議の名称 平成27年度第6回水戸市行政評価委員会
- 2 開催日時 平成27年9月2日（水）午後1時15分から午後3時30分まで
- 3 開催場所 本庁舎前プレハブ会議室
- 4 出席した者の氏名
 - (1) 委員
大谷由美子，高井美智明，宮内久江，吉田勉，吉成俊勝（氏名五十音順）
 - (2) 執行機関
磯崎和廣，小川喜実，川上悟，堀野辺直，山田政則，深谷晃一，吉川彩美，宮本陽子，
白田敏範，洞内裕史，天野さとみ，小山忠，野口奈津子
 - (3) その他
- 5 議題及び公開・非公開の別
平成27年度事務事業の評価（新規評価）について（公開）
- 6 非公開の理由
- 7 傍聴人の数 0人
- 8 会議資料の名称
 - ⑬平成27年度事務事業の評価2（案）
 - ⑭行政評価に係る意見
 - ⑮答申書形式（案）
- 9 発言の内容
 - **事務局** 本日は，お忙しい中，お集まりいただきましてありがとうございます。定刻前ですが，皆さんお揃いになりましたので，平成27年度第6回水戸市行政評価委員会を開会させていただきます。
初めに，資料の確認をさせていただきます。本日の資料としましては，資料⑬として平成27年度事務事業の評価2，⑭としまして行政評価に係る意見，⑮としまして答申書形式（案）をお配りしておりますので，御確認をお願いします。当委員会で資料請求がございました「平成26年度不納欠損事由一覧」をお配りしております。こちらの事由一覧につきまして説明をさせていただきます。2ページをお開きいただけますでしょうか。

こちらの資料は平成 26 年度不納欠損について、事由別に件数と金額をまとめたものです。表の見方でございますが、右側のページが財政課に報告されている様式に則った資料で、左側が今回行政改革課で法定別に種類分けしたものです。強制徴収債権と非強制徴収債権に分かれておりまして、強制徴収債権につきましては、地方税法又は国税徴収法に定められておりまして、事由としては債権の消滅によるもので、内訳として①から③まで、1 ページに参考に法律を載せております。非強制徴収債権につきましては、事由として時効の完成と規定によるもの四つがございまして、それぞれその事由に至った内訳を載せております。以上で資料の御説明を終わります。

本日も、各事務事業の担当課も出席しておりますので、よろしくお願いいたします。それでは、議事進行につきましては、___委員長をお願いいたします。

- ___委員長 それでは会議次第に基づき、議事を進めたいと思います。一点だけ、議事には明記されていないのですが、事務局から説明がありました、平成 26 年度不納欠損事由一覧、これにつきましては、今日の審議スケジュールの④と⑤の間に行うことを考えております。今日の 1 番目の下水道資料につきましては、平成 26 年度不納欠損事由一覧にも出てきますし、墓地管理業も出ておりますので、その中でも御質問されてもいいかとは思いますが、我々委員会が前回資料をお願いしたのは、全体的として今年度は不納欠損の処理について確認してみようということになったからですので、④と⑤の間で総括として検討しようと思っております。皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、会議録の公表の関係で、会議録署名人を指名させていただきます。___委員と___委員をお願いいたします。前回、平成 26 年度不納欠損事由一覧をお願いして、事務局で短い間にやっていただいて、ありがとうございました。御礼申し上げます。

それでは、早速、議事に入りたいと思います。過日の第 5 回行政評価委員会において、1 年目評価の対象となっているうち 7 事業が終わりましたけれども、そのうち 3 事業の評価を実施しました。本日は、資料⑪「審議のスケジュール」に基づき、残りの 4 事業についての評価を行いたいと思います。進め方ですが、まず、事務事業の評価について委員の皆様から簡潔に御説明いただいた後、審議を行っていききたいと思います。その後担当課に出席いただいておりますので、随時疑問点等がある場合には、随時御質問いただき、25 分以内で評価ということを考えております。また、審議が済んだ担当課は退席するというので、御了承願います。進め方については、以上の方法でよろしいでしょうか。

それでは、審議のスケジュールに基づきまして、1 番目の下水道事業受益者負担金滞納整理事務について、___委員から評価の原案を簡潔に御説明させていただきます。

下水道事業受益者負担金滞納整理事務について

- ___委員 下水道事業受益者負担金滞納整理事務につきましては、現状のまま継続が妥当であると判断しました。その理由としまして、この事務については、督促、催告書の送付、消滅時効を中断するための納付誓約書の徴取や交付要求、全滞納者の財産調査などを実施しています。また、納付機会を増やすため、28 年度からコンビニエンスストア、郵便局及びゆうちょ銀行での収納が導入されます。これまで催告書の封筒に注意を

促すなど様々な工夫をされた取組がなされていますが、更に改善に向けた取組として、催告書の発行回数や対象者などについて、より効果的、効率的になるよう毎年見直しを図られるということから、第1次評価のとおり現状のまま継続としました。

- **___委員長** 確認なのですけれども、現状のまま継続ということで評価終了ということですか。
- **___委員** 新しい取組というものもありますので、継続ということで考えています。
- **___委員長** 手段を改善するとかいう、細目というわけではないけれども、ということですね。全体としてもう一年は見てみたいという原案ということになります。では、下水道事業受益者負担金滞納事務について、他の委員で何か御意見等がございましたらお願いいたします。できればどういう形で継続していただくかというのが記されると、より受け取った課の方がいいかなと思いますので、いかがでしょうか。
- **___委員** 新たな改善の取組として、催告書の回数や対象者について見直しをすることで、どういった方法で改善するのでしょうか。
- **下水道管理課** 改善というよりも、今まで催告書を出してきても滞納されている方がいらっしゃるので、年度ごとに検討してきています。下水道事業受益者負担金というのは、滞納の原因の大きい部分でもあるのですが、下水道を使用していなくても、つないでいれば賦課して納めるよう求めているものです。重点的に、下水道を実際つないでいるのに滞納している人を催告していくとか、その時その時で滞納している人全員に催告送付ということをするとか、枚数を増やせば当然経費も手間もかかりますので、ある程度絞った形で滞納のある方全員に送付するとか、その年度の中でもいろいろやってみてはいるので、どういったものがあるのかということで、今後もその都度検討しながらやっていきたいとは思っております。
- **___委員** 単純に収納率がだんだん増えていると思うのですけれども。これは、改善されてどのくらい見込めるのかというのは分かりますか。
- **下水道管理課** 現在収納率が63%というところにあるので、100%というのは厳しいと思います。下水道受益者負担金は、下水道の整備に併せて賦課していくものなのですが、下水道が使えるようになった地域に賦課していくものです。平成21年度に、那珂久慈の流域下水道という所に下水がつながった地域ができて、その年に賦課した額が、例年度の10倍20倍くらいとなったことがありました。その年度に滞納したものが積み重なった部分というのがありまして、今の全体での収納率を下げています。具体的に言うと、平成24年度の現年度の調定額が8千数百万円に対して、滞納が1億2,000万円ぐらいあった時期がありました。どうしても過年度の収納率というのは現年度ほどには上がらないというのがありまして、全体として収納率が下がっているということがあります。今後の整備状況を考えますと、現年度の上限に大きな変動があるとは見込めないで、収納率としては改善する方向にいくと思います。
- **___委員長** 接続するというのは接続義務があるのですよね。接続していない人に対してはどのように対処していますか。
- **下水道管理課** 年度によっては地域を絞りつつ、シルバー人材センターなどに委託して、戸別訪問をして接続を促して行っています。

- **___委員長** 接続していない率というのはありますか。
- **下水道管理課** 平成 26 年度末で 85%が接続しておりまして、15%が接続していないということになります。
- **___委員長** それは合併浄化槽を使っているのですか。
- **下水道管理課** 浄化槽が多いのが実情でして、汲み取り便所は 3 年以内に接続するようにと義務化されております。合併浄化槽は実際浄化槽内で処理して流しているの、水質的には問題がないのですけれども、市としては接続を促して接続率をアップさせるようにしています。
- **___委員長** 単独浄化槽はないのですか。
- **下水道管理課** 今は、新築で単独浄化槽を設置することは認められておりませんが新しくできることはありませんが、既存の建物にある可能性としては全くないとは言えないと思います。例えば 15%の方の主な理由といたしますのが、独居老人のお宅ですとか、平屋のアパートのような貸家、あるいは空き家というのが多くなっておりまして、その方々はこれ以上投資をしたくないというか、高齢で、今浄化槽で処理できているからいいという方が見受けられます。
- **___委員長** 未接続の人に、強制的な接続命令みたいなものはありますか。
- **下水道管理課** 汲み取りだったら罰則刑までありますが、接続するということになりますと、各御家庭のトイレを改築したり、敷地が広いと配管の設備費用がかかったりして、経済的負担があるのです。
- **___委員長** それに対する援助とか補助金などの支援はないのですか。
- **下水道管理課** 設備費用に対して銀行から借り入れた場合の利子補給等ではありますが、今現在は設置に対して具体的に支援があるわけではありません。
- **___委員長** 85%という接続率は、同じぐらいの市町村と比べて高いですか、それとも低いですか。
- **下水道管理課** 先ほどお話がありましたように、那珂久慈流域に参入したのが平成 21 年度なのですが、整備面積が一気に拡大したということで、接続率が低下したのですね。それまでは 90%台だったのですが、平成 21 年度に 80%になって、これではいけないということで毎年啓発活動に努めるようにしておりまして、今 85%まで接続世帯が増加しているという状態です。
- **___委員長** 同じような状況の場所に比べるとどうですか。
- **下水道管理課** 平成 21 年度以前が 90%ということを申し上げましたが、市町村によって、早くから公共下水道が普及している都市ではやはり高いです。
- **___委員長** 抜本的な接続改善につながる方法はありますか。引き続き今の状況が続けていくしかないですか。
- **下水道管理課** 地道に接続啓発活動を続けていくしかないと思います。
- **___委員長** 未収金の場合の滞納処分というのは行われているのですか。差押えとか。
- **下水道管理課** 平成 26 年度から調査に本格的に取り組み始めたのですけれども、別紙 1 手段別シートにもありますが、平成 26 年度の実績でいうと差押えが 1 件、それから競売などの交付要求が 7 件となっております。

- **___委員長** これは平成 26 年度まではやっていなかったということですか。本来やるべきだったけど、手が回らなかったということですか。
- **下水道管理課** 催告などはもちろんやっておりましたが、滞納処分というところまでは、今まで踏み込んではいませんでした。
- **___委員長** 滞納処分すべき案件だけでも処分していないというものがあるのですか。人間的な問題でできないとかあるのでしょうか。見た目少ないような気がするのですが、その辺どうでしょうか。
- **下水道管理課** 調査自体、進めてきたのが平成 26 年度からなので、その調査の結果に応じて報告を進めていきたいと思います。
- **___委員長** 例えば、平成 26 年度からなので、工夫というのはこの辺を工夫することはありませんか。調査が始まったばかりなので、引き続き徹底するということもあり得るのではないのでしょうか。
- **下水道管理課** 収納率を向上させるための取組として、事務事業評価などにも記載しておりますが、来年度からコンビニやゆうちょ銀行などでの収納ができるように手続をしております。
- **___委員長** 平成 26 年度から差押えや財産調査を始めて、まだ平成 28 年度から取組をやるということで、段々と変化をしているということですね。引き続きしていきたいという意見なのですね。延滞金は徴収していますか。納期が終わったら徴収できますよね。
- **下水道管理課** 延滞金は徴収しておりません。理由としては、下水道事業受益者負担金は、都市計画法第 75 条第 4 項、延滞金について条例に定めるところで、14.5%を超えないで延滞金徴収することができるとなっております。水戸市の延滞金徴収条例は地方税の例によるという定めで、平成 25 年 12 月 31 日までは地方税が定める延滞金の率 14.6%で、都市計画法の定める率を超えています。
- **___委員長** 0.1%違うわけですか。
- **下水道管理課** 都市計画法はあくまで 14.5%を超えないとなっております。水戸市の延滞金徴収条例には 14.6%となっている。水戸市では延滞金徴収条例しかおいてなく、都市計画法を超える定めとなっているため、取れる理由がなかったということです。
- **___委員長** 減免しているわけじゃないですよ。別の課だと、例えば生活保護費返還金だと、取りようがないときは減免しているのです。取れるのに都市計画法では 14.5%なのに対し、水戸市の条例で 14.6%って決まっているのです。取れない理由は何ですか。都市計画法ないし水戸市の条例で取れることになっていますよね。
- **下水道管理課** 都市計画法では 14.5%を超えない範囲で徴収することができます。
- **___委員長** 水戸市の条例はそれを超えているということですよ。超えているのなら超えない範囲で取ればいいと思います。だから取れないということにはならないと思います。率が違うから取れないということはないと思います。
- **下水道管理課** 延滞金を徴収する根拠となる規定がなかったということです。
- **___委員長** 水戸市の条例で、下水道事業受益者負担金については、14.5%にするっ

てそう書いてもらえばいいわけですよ。

- **下水道管理課** そういう考えもあります。
- **___委員長** 他の債権だと延滞金を取っているところもあれば延滞金を免除しているところもあるのです。今の説明であれば、都市計画法の延滞金の額が 14.5%で、水戸市の条例が 14.6%だから、0.1%高いので取れないという判断をしていることになっているのですが、どうして取れないのですか。取れない理由を説明してください。
- **下水道管理課** そもそも、条例できちんとした規定を置いていなかったということがあります。
- **___委員長** 下水道の場合は、生活保護とか後期高齢者と違って適正に負担してもらわなきゃならない債権ですよ。利用しているわけですから。生活に密着して利便性がある施設ですよ。聞いた限りでは、工夫して取るべきだった債権を取ってないように感じられるのですが。なぜ取ってないのですか。市民が聞いてきたらどう答えますか。
- **下水道管理課** 御指摘のとおり、本来であれば延滞金は取るべき性格のものです。
- **___委員長** そうですよ。取らないとまずい債権だと思います。
- **下水道管理課** 私どもの勝手な都合があるかとは思いますが、今、調整区域の整備が進んでおまして、調整区域になりますと、一戸当たりの敷地面積がとても広いということになります。50 坪 60 坪であったとしましても、調整区域になりますと非常に広い。面積当たりで負担金を賦課しているのですけれども、受益者負担金すら払えない状況が続いている中、延滞金まで徴収することになりますと、理解をしていただけない所も多いというものです。
- **___委員長** それはどこの債権も同じで、払えないというのなら減免すればいいわけです。漫然とあるのだけ払っていないという、法律と条例のパーセンテージが違うからというのは説明にならないのではないかなと思います。
- **下水道管理課** 元々都市計画法の中では 14.5%を超えないというのがあって、地方税法の中では 14.6%を超えないというふうになっています。税法に基づいて 14.6%を定めてしまいますと、都市計画法の方にも抵触してしまうということで、ただ平成 26 年度から地方税法が変わったということも事実です。地方税法の延滞金の率が 9.2%下がったということもありますので、都市計画法の 14.5%を超えない範囲で延滞金を取るということが可能に今はなりました。
- **___委員長** 9.2%というのが平成 26 年度から地方税法の延滞金の率になったわけですよ。水戸市の税外条例の延滞金徴収条例は、地方税法の例によることとなったわけですよ。すると、9.2%は取らなくてはならないものですよ。
- **下水道管理課** 都市計画法も抵触しなくなりましたので、取ることは可能となりました。
- **___委員長** 取らなくてはならないことになっているのではないですか。
- **下水道管理課** 本来はそうです。
- **___委員長** その辺りはよく検討してもらいたいと思います。
- **下水道管理課** 他の税と同じような延滞金はありますので、うちの方でも減らしていかないと考えております。

- **___委員長** 今日、せっかく良い資料が出てきたので確認したいのですが、左側が行政改革課に出してもらった分で、右側が財政課へ提出しているものです。担当課はどちらも持っているという前提でいいですか。これは強制徴収債権なので、不納欠損額が 800 万というのは、現年度分と過年度分併せてということですよ。カッコ書きの消滅時効は 5 年ですか。うち執行停止中が 536 万円、これはどういう意味ですか。711 万 8,411 円で執行停止処分というのはどういう意味ですか。何の執行停止なのですか。
- **下水道管理課** 処分財産なしでやっているとか、生活保護で生活困窮しているとかということで執行停止をかけたものというのがありますけれども、執行停止をかけてから 3 年か、当初の納期限から起算して 5 年の消滅時効か、早い方で債権消滅となるので。
- **___委員長** 執行停止中というのは、上の①のことですか、③のことですか。
- **下水道管理課** ③です。
- **___委員長** 消滅時効 5 年を迎えて不納欠損したもののうち、つまり、711 万 8,411 円が不納欠損したのですが、これは消滅時効 5 年が到来したので不納欠損としたもので、そのうち 53 万 6,996 円はどういう意味ですか。
- **下水道管理課** 執行停止をかけた状態、つまり処分財産がないと判断したか、滞納処分してしまえば生活困窮してしまうと判断したパターン、滞納処分の執行停止の手続をしているものです。
- **___委員長** 執行停止は 3 年継続するとなくなってしまうのですね。
- **下水道管理課** 執行停止から 3 年か、若しくは当初の納期限から起算して 5 年の消滅時効を迎えた時、どちらか早い方で消滅します。
- **___委員長** 時効中断はしてないのですか。
- **下水道管理課** していません。
- **___委員長** それはした方がいいと思うのですが。消滅時効で切ったうち、執行停止よりも消滅時効の 5 年が早く来たもの、それが消滅時効になっちゃうので、それがそのうち 47 件は執行停止して処分してもしなくても、あと数か月か数年経てば、執行停止の消滅時効が来てなくなるということですか。
- **下水道管理課** そうです。
- **___委員長** 特に問題なく整理されているということです。即時消滅というのがあるのですよね。執行停止が 3 年というのは時効で切っているということですね。執行停止というのは、3 年待たずに 5 年の方が早く来てということですね。即時消滅というのはまさに資金がないと明らかなものですか。
- **下水道管理課** これについては解散した法人です。
- **___委員長** なるほど。この資料はよく整理されていると確認しましたので、了解しました。
- **___委員長** そうしますと時間が来ていますが、原案の方では質疑事項は特に記載されていなかったのですけれども、当委員会では質疑応答の結果、延滞金の問題、納付方法については理由のところに記載されていました。それから収納についての調査をより徹底したということで、概略三つくらいですか。引き続き評価の方をしていきたいという結論でよろしいでしょうか。改善継続という形でお願いしたいということです。では、

審議評価を終了します。

- **___委員** 改善継続というと、手段を改善ということですか。
- **___委員長** 見直しの上継続ということになるかと思えます。先ほど冒頭にちょっとお伺いしたのですけれども、そうしますと、イとウということになりますか。これも分ければイとウということになります。具体的には延滞金を取るべき、取らないといけないというので、条例等の確認作業、それを取っていくような実際に取れるかというのは分かりませんが、手続を明確化するということです。調査の決定うんぬんといったこととかですね。納付の機会を増やすようにしたので、その結果を見てみたいということで、効率化にも関係すると思えます。
- **___委員** 効率化というのは、単位当たりのコストを下げることでしょうか。
- **___委員長** ではイということだけにしましょうか。イの中に、収納率の調査の徹底、延滞金の徴収に向けての策定を含むということで、見直しの上で継続ということで改善継続にさせていただくということにします。それではありがとうございました。

次に墓地管理業滞納整理事務ということで、___委員から御説明をお願いします。

墓地管理業滞納整理事務について

- **___委員** 墓地管理業滞納整理事務ですが、一次評価の時は見直しの上で継続ということで、手段を改善するというので評価がありますが、私の判断として妥当であるのではないかなと思います。その理由ですけれども、当該事務に関しましては、最終的には無縁墳墓改葬公告の実施ですが、昨年から行われているのですけれども、こういったことも行って改善をされてきているということで、これ以上はやることは少ないのかなと思います。現在においても適正かつ効率的な運用をされているということが伺えます。収納率も90%以上ということで、完全ではないですが一定の成果が上がっているということです。そのため、基本的なやり方を大きく改善する必要はないのかなと思います。

一方で、十分な財源確保、公正公平性の確保、その観点からすると、更なる滞納低減で必要な財源を確保する必要があります。ただし、手段の改善に関しては大幅に見直すのではなく、更にブラッシュアップして達成すべきではないかと考えております。具体的なポイントとしては、コンビニ払い等の支払いやすい環境を作っていくこと、延滞金の徴収はまだされていませんので、これを実施すること、臨戸訪問に関しましては効率性を考えまして、在宅確認電話等をしてから実施することで効率化を図るということです。

ただし、臨戸訪問の要員の増員等という話がありましたけれども、それについてはそこまでコストをかけるべきではないのではないかとということで、これについては実施すべきではなく、臨戸訪問を効率的にするということです。一次評価の中で、課題解決方法ということで、臨戸訪問による徴収強化については良いと思うのですけれども、無縁墳墓の改葬公告の官報掲載については実施しているとのことですのでございます。提案の不納欠損についてヒアリングはしておりません。以上です。

- **___委員長** 他の委員はいかがでしょうか。見直しの上継続で手段を改善するという原案でございます。
- **___委員長** 少し聞きたいのですが、墓地管理料の料金は、何の根拠に基づいて徴収

されていますか。

- **衛生管理課** 水戸市の墓地管理条例に基づいて徴収させていただいております。一平方メートル当たり 800 円という金額です。
- **___委員長** 年額ですか。毎年かかってくるのですか。
- **衛生管理課** そうです。毎年6月に納付書を送付しております。
- **___委員長** 延滞金は徴収していないのはなぜですか。
- **衛生管理課** 今まではそういった概念がなかったので、今後の徴収対策ということで、延滞金については全て計算して取るという方向性で今のところは検討しておりますが、システム改修などがありますので、今すぐにとということではないのですが、今後始める予定です。
- **___委員長** 問題意識はあるけれども、今後作業を進めるということですか。
- **衛生管理課** 非強制徴収債権ということで、延滞金の徴収というのをやっていませんでした。
- **___委員長** 公債権にもかかわらず、延滞金を徴収されていなかったということを認識されていたということですね。
- **衛生管理課** すぐに実施は難しいのですけれども、今後検討していくということですか。
- **___委員長** 支払っていない人というのはそんなにいるのですか。
- **衛生管理課** 徴収率が 95%という状態です。
- **___委員長** 大体は支払ってくれているということですね。
- **衛生管理課** 単年度というわけではなく、一人の方で何年もお支払いいただけないことが多いものですから、どちらかというところと現年度のみ滞納整理をするということで、長期の滞納を防ぐという形でこれから検討していこうとしています。
- **___委員長** 特定の人が過年度にわたって払っていないということが多いですね。払わないのは少数でこれから検討ということで、資料で頂いた不納欠損について確認したいのですが、浜見台と堀町の額が合わさっているのですかね。
- **衛生管理課** 今回は簡易な形でお出ししております。
- **___委員長** 特別会計と一般会計となっているのはなぜですか。会計を分けているのはなぜですか。
- **衛生管理課** 特別会計が浜見台で、一般会計が堀町の墓地です。浜見台霊園を造成するに当たって、会計を別にしていたということですが、平成 27 年度から全て一般会計として計上されております。
- **___委員長** 件数の多い浜見台で確認したいのですが、全部時効の完成ということですね。時効の完成は何年ですか。
- **衛生管理課** 5年です。
- **___委員長** 死亡を理由としているわけじゃなく、時効だということですね。
- **衛生管理課** そうです。この中の死亡に関しては無縁仏の改葬の方で、身寄りのない方なので、これ以上は徴収できないという方のものです。
- **___委員長** そうすると、いずれにしろ皆5年の時効を理由しているということですね。資力がないので免除しているというのではないのですか。

- **衛生管理課** ③の消滅時効の中には今回は含まれています。
- **___委員長** ①②③全部時効なのですね。居所不明でもない、死亡でもないというのが、時効期間の経過と書いてあるだけです。主に資力はないけれども、払ってくれると言いながらも時効を迎えているということですね。時効中断はやっているのですか。
- **衛生管理課** やっていません。
- **___委員長** 時効中断して管理しないといけないので、工夫した方がいいと思います。以上です。
- **___委員長** 他の委員はいかがでしょうか。延滞金につきましての質問がありましたが、1次評価は見直しの上継続ということで、指摘事項については引き続き検討していただくということでよろしいでしょうか。改善継続ということで、より一層検討していただければと思います。以上です。

障害者介護給付費等返還金滞納整理事務について

- **___委員長** 次は私の担当ということで進めさせていただきます。障害者介護給付金等返還金滞納整理事務について、結論は現状のまま継続ということで評価終了ということで御提案したいと思っております。理由につきましては、読ませていただいて理由の説明とさせていただきたいのですけれども、本件滞納整理事務は平成21年度9月発覚時までの不正受給金額が累積で15,636,670円、7年間において債権回収する滞納整理事務です。不正受給事業者との間で取り決めた納付計画どおりに各年度100%の債権回収が続いており、平成28年度には全ての債権回収が完了予定です。本市では、本滞納整理事務は過去から現在まで一定に続いており、今後の方向性に関して効率性を図るというのは望めないのではないかとということで、現状のまま継続ということで、これ以上やることはなくて28年度には完了予定ということで、評価終了ということにしました。そういう原案でございます。

ただし、滞納整理事務に関してはやりようがないのですが、そもそもこの滞納整理事務は不要のものであるというはずですが、本件滞納整理事務は本来不要のものであったはずで、今後当該整理事務が発生しないように、事前に予知することが肝要であろうと思います。法律の専門家ではないので分からないのですが、不正受給は書類の偽造をして公金を詐取しようとする詐欺罪で告発すべき事案であり、今後不正受給者にペナルティを課す可能性があるという本市の毅然たる態度で、より一層啓発することも検討すべきであろう。滞納整理事務としてはこれ以上やりようがないということで、来年度には終了するというので、評価終了としたいと思います。委員の方御意見をお願いします。

これは刑事告発をしなかったということになると思うのですけれども、その根拠というのは議会で報告をしたとか、何か手続がされているはずですよ。その辺りの具体的に質問をしてなかったのが、この場で急に悪いのですが、刑事告発しなかった経緯とその手続について御説明いただければと思います。

- **障害福祉課** 茨城県と、刑事告発するかどうかという話し合いをしました。意図的かどうかの物的証拠が必要である。また、詐欺罪に問えるかどうかの証拠もかなり必要になるため、負担が大きい。それらを立証できなくてはならないという茨城県からの指導もありまして、刑事告発まではできなかったということでございます。ただし、ペナルテ

ィとして、事業所の指定の取消しと、不正受給に対して40%を加算して徴収しました。

- **___委員** 議会か何かには報告して了承されている件なのですか。
- **___委員長** 議会に報告する義務はありませんが、一般的に言うとマスコミに公表したりはしますよね。
- **障害福祉課** 議会には報告はしていないのですが、茨城県の障害福祉課の方で当時マスコミに公表して、新聞にも載っていました。
- **___委員** 茨城県の管轄の事務所なのですか。
- **障害福祉課** 事務所というのは茨城県が指定をしています。
- **___委員長** お金自体は水戸市から支出していますが、業者への監督義務というのは茨城県にあるということですか。茨城県が、監督義務に続いて不正受給がありましたということをマスコミに公表しているということですか。
- **障害福祉課** そうです。
- **___委員長** 滞納整理事務としては40%の加算金を加算しており、毎年100%回収しているということで、滞納整理事務としてはこれ以上することはないのかなと思います。
- **___委員** どうしてこうなったのですか。マスコミにも書いてあって新聞でも報道されたと思うのですけれども、把握していなかったので教えてください。
- **障害福祉課** 元々事業所というのは障害を持った方が福祉サービスを受ける事業所なのですけれども、そちらで1か月当たり6日間など、障害の状態によって利用できる上限が決まっております。
- **___委員長** 6日間は施設を利用する権利があります。
- **障害福祉課** 不正があった事業所ともう一つの事業所を使っていて、一人のお子さんに対して合計6日間を超える利用がありました。
- **___委員** 本当はその人は1か月に6日しか使ってはいけないのに、二つの事業所で6日以上の利用があったということですか。
- **障害福祉課** その人は他の事業所を1日だけ使っていて、残り5日間しか使えないはずのところ、5日間以上の利用があったような請求があったということです。
- **___委員** 5日間の利用しかできないはずなのに6日間とか、請求をしていたということですか。
- **障害福祉課** はい。6日間とか7日間とか。
- **___委員** 7日間はできませんよね。6日間までなので。
- **障害福祉課** 二つ併せて6日間のところを、片方が1日使っていて、後の5日間のところ、5日間を超えるような請求があったということです。
- **___委員** 6日間ですよ。二つ合算するということは悪くないわけですよ。
- **障害福祉課** はい。5日間のところを5日間よりもたくさんの請求があったということです。
- **___委員** 1事業所で6日しか使えないのに、10日間とか請求できませんよね。
- **障害福祉課** それが発覚するまでは、なかなか発見がしづらかったということです。
- **___委員** 最大6日間しか使えないのに、単独で1事業所で6日間を超える請求がなされていたということですか。それを払っていたというのは市の方の管理責任もないで

すか。

- **障害福祉課** それで、県障害福祉課へ事業所の方から請求があって、それから市の方に請求がくるものですから、発見が遅れてしまったということです。
- **___委員** 6日間しか使えないのに10日間使ったと請求していて、実際に使っていないのですか。
- **障害福祉課** 使っていなかったです。
- **___委員** 実際に使っていないのに請求する、架空請求ですね。悪質ですね。やっている子どもさんの親が悪質ということですか。
- **障害福祉課** いいえ、事業所の方にお金が入りますので。
- **___委員** なるほど。子どもさんは関係がなかったわけですね。その違反行為の材料のように使われたということですね。それは問題ですね。それが発覚して、平成18年から平成21年の間に1,500万円を事業所が全部横領していたということですね。一括返すのではなくて、7年間にわたって分割で納付したということですよ。悪質なので一回で返してもいいものですが。
- **___委員** どうして7年に決まったのかも教えていただきたいと思います。
- **障害福祉課** 金額が大きいということで、一括では返せないということです。
- **___委員** 大きくても悪いことをしているのですから、盗んだ人に返せというのに7年で返せとは言わないでしょう。
- **障害福祉課** 県の方と協議をしまして、その施設を使っているお子さんがその後のサービスを受けるために、継続できるようにということです。
- **___委員** 1,500万円を一括で払うと、事業所自体の存続にかかるということですか。
- **障害福祉課** 元々やっていた事業所が指定取消しになってしまったのですが、施設を使っているお子さんのために別のNPO法人を立ち上げたのですが、それを継続して使用するという形をとりました。
- **___委員** 救済というか、政策的判断があったということですか。
- **障害福祉課** 継続するためには、一括納付ではできないので。
- **___委員** それで、刑事告発するための証拠書類はなかったのですか。明らかだと思うので、刑事告発すべき案件だと思うのですが。
- **障害福祉課** 証拠書類はあったのですが、県との協議の中で私腹を肥やしたとか、意図的だった詐欺罪として訴えるための証拠を集めるのに負担が大きいのではないかとということで、県からの指導がありました。
- **___委員** 意図的ですよ。間違っただけでこうなっちゃったというふうではないですよ。私腹は肥やさないけれども、やむにやまれず事業ができないのでということで取ったのですか。
- **障害福祉課** 設備投資をかなりして、設備投資の分を回収しようとしたということがあったようなのですが。
- **___委員** 見た目そんなに悪質な業者ではないわけですか。
- **障害福祉課** NPO法人なので悪質な法人、事業所ではないということです。
- **___委員** 1,500万円を横領しても悪質ではないということですね。現場に立ち会うと違

う判断なのでしょうけれども、一般的な感覚だとちょっとどうかと思います。

- **___委員長** 本件発生後、障害福祉課内の嘱託職員を配置し、指定障害福祉サービス事業者からの請求内容の確認を強化しました。県のチェックソフトも導入して、今後不正請求がないような対策、県と合同で各事業所に定期監査も実施しているということです。悪質なのでちょっと手ぬるいかなと思われたのですけれども、対応は取っているということで、終了という原案にはしました。その後は発生していないということですよね。
- **障害福祉課** はい。
- **___委員長** これが1件も2件も金額の多寡にかかわらず出てくるようであれば、当然改善継続とさせていただいたのですけれども。
- **障害福祉課** 事業所指定取消しとか加算金拡大とか、これは結構事業所にとっては負担になりますので、こういった事例というのはレアケースということです。
- **___委員** 言葉尻を捉えて申し訳ないのですが、返還金滞納整理事務ということですが、滞納はしていないのではないですか。7年間にわたって返金を滞納したからということですか。
- **障害福祉課** 調書の方では返還金整理事務となっています。
- **___委員** 滞納整理事務ではないですよ。滞納ではないですね。返還金事務ということですね。
- **___委員長** 行政調書の方では滞納整理となっています。
- **___委員** 7年間にわたって返還すると言ったのに、滞納しているわけではないですよ。
- **障害福祉課** 来年の11月には完済ということになっています。
- **___委員** 新聞では実名で報道されたのですか。
- **障害福祉課** 実名で報道されました。
- **___委員** ということは、一応社会的制裁があってペナルティを受けているわけですね。
- **___委員** その事業所は今もやられているのですか。
- **障害福祉課** 一応違う法人を立ち上げて、そこでやっています。
- **___委員** 人はそっちへ行ってという形で、経営者もお金を払ってそのままやっているということですか。
- **障害福祉課** 事業者の当時の代表者が変わっています。
- **___委員長** そもそも滞納ではないのではないかとということですが、終了とさせていただきます。ありがとうございました。次は、続いて4番をやってしまったから休憩でよろしいでしょうか。

災害援護者貸付金滞納整理事務について

- **___委員長** それでは、次の災害援護者貸付金滞納整理事務について、私から原案を御説明申し上げます。結論は1次評価の現状のまま継続が妥当で、原案は終了でよろしいのではないかとということです。理由としましては、滞納が発生した平成2年度からの滞納整理事務でありまして、対象者及び収納率は、平成24年度19名100%、平成25年

度8名 88%,平成26年度7名 80.8%となっており,対象者の数及び収納率から鑑みて今後の方向性や手段を改善する,効率性を図る等の余地はこれ以上ないのではないかと
いうふうに考えました。延滞金については対象者が低所得者でありことから,賦課して
いないが止むを得ないのではないかと。したがって,現状のまま継続とすると考えました。

滞納整理事務としては,件数及び回収率から鑑みて継続的に評価する必要性まではない
のではないかとということですが,本市福祉総務課によると,本件整理事務開始
時の平成2年以降生じた貸付金並びに貸付総額は,平成10年の台風災害で4件,貸付総
額は600万円,平成23年度の東日本大震災本年度の60件で1億1,099万8,800円です。
これを鑑みると,本年の行政評価については現状のまま継続で終了でいいというふう
にはなるのですが,今後,東日本大震災関連での1億円を超える貸付金の償還の推
移を注視する必要は出てくるだろうと思います。状況によっては,滞納金額や件数が大
きくなった場合には再度対象とすべきかもしれないということです。

現時点では,これ以上の改善うんぬんということは認められないということですが,
東日本大震災からの1億円を超える金額が気になるので,継続ということも考えました。
将来の予測を現時点で評価することはできないので,現時点までの状況を考えると,や
るべきことをやっていて,評価終了でよろしいのではないかとそういうふうに考えた
ということです。忌憚のない御意見をお願いします。

- **___委員** やるべきことをやっているということであれば,東日本大震災関連のもの
も,これ以上評価はいいのではないのでしょうか。
- **___委員長** 手段が確立しているなら,今後どのような状況でも淡々とそれをやれば
いいということですね。この当時には,不納欠損については考えが及ばなかったので,
質問等をしておりません。今回は一覧の中には出ていないのですよね。
- **事務局** 平成26年度は不納欠損をしておりませんので,資料はないです。
- **___委員** 皆さん別紙3はお持ちですね。その中の災害援助福祉金というもので,意
味がよく分からないので質問したいのですが,例えば平成25年度の過年度7.9%が収納
率,平成26年度は過年度14.9%が収納率でいいのですよね。かなり低い収納率だと思
うのですが,委員長の100%とか88%とかいうのはどういう意味ですか。
- **___委員長** 私の意図は成果指標,達成率ですね。
- **___委員** 収納率ではなく,達成率というのは目標に対する達成率ということですね。
収納率が低くないですかという単純な話なのですから。
- **福祉総務課** 東日本大震災も含まれているのかなと思いますが,東日本大震災の方が
平成23年度から貸付を開始しているのですが,こちらに関しては厚労省からの通達があ
りまして,償還の据置期間が6年となっておりますので,平成29年度までは償還が開始
されていないということなのです。まだ返還義務がないので,本人から返還したいとい
う申出がないとそのままになっております。
- **___委員** では,平成26年度の351万円の調定額というのは,どういう意味ですか。
返還義務が発生していないわけですよね。要するに滞納している状況にはないとい
うことですね。
- **福祉総務課** 滞納ではないですね。

- **___委員** 調定額というのは何ですか。調定額というのとは本年度に返還を命令した事務ということなのですか。今年度に命令した 351 万円なのですか。この表がちょっと分からないということですか。今年度に命令した 351 万円なのですか。この表がちょっと分からないということですか。
- **福祉総務課** 私もこの数字を確認してこなかったのですが、今現在、滞納人数としては5名です。
- **___委員長** 滞納していないのですよね。滞納という状況が出てくるのは平成 29 年度からなのですか。
- **福祉総務課** 東日本大震災のものはそうですが、その前の昭和 61 年と平成 10 年の貸付を行っておりますので、それは償還の義務が発生しております。水害がございまして、その時に貸付を行っております。
- **___委員長** では、平成 23 年の東日本大震災の分は関係ないのですか。台風や水害の滞納の時効はいつになりますか。
- **福祉総務課** 滞納の時効は、昭和 61 年に関しては大体平成 18 年度で時効が完成しております。
- **___委員長** 時効が完成するというのは何年ですか。時効期間というのは何年ですか。
- **福祉総務課** 昭和 61 年に関しては償還が 10 年ですので、償還の最終から更に 10 年です。
- **___委員長** 時効期間は 10 年の一般の債権、私債権ですね。ということは、昭和 61 年から 10 年ということは、平成 8 年から平成 10 年ですから、平成 18 年か平成 19 年から返還義務が発生しているということですか。
- **福祉総務課** 返還義務は 3 年が据置きですので、平成元年ぐらいから義務が発生して、償還期間がその 3 年を含めて 10 年なので、期限が平成 18 年になります。
- **___委員長** 4 年目から払わなかったら滞納金が発生してくるわけですか。時効は 3 年経過後から 10 年で、13 年ということですか。
- **福祉総務課** 時効成立が 18 年という記憶があるのですけれども。
- **___委員長** それは昭和 61 年のものですか。平成 2 年から発生して、それから 10 年ということですから平成 11 年からということですか。時効が完成しているものはありますかということと、時効期間は何年ですかという質問でした。
- **福祉総務課** 昭和 61 年の記録として残っているものに関しては、貸付が昭和 61 年、時効起算日として平成 8 年、時効成立がそれから 10 年の平成 18 年ということになります。
- **___委員長** その間に時効の中断をしている人もいますか。
- **福祉総務課** 途中で時々返還をいただいている方もおりますので、その時は中断して更に伸ばしています。
- **___委員長** すると、平成 27 年度決算の不納欠損が 560 万円というのは、何を不納欠損にしたのですか。
- **福祉総務課** 昭和 61 年の中のものですか。
- **___委員長** あるいは平成 10 年の人もいますか。
- **福祉総務課** 入っていないです。昭和 61 年の方だけです。

- **___委員長** 昭和 61 年の方だけを、平成 24 年 1 年でやったのですか、それとも平成 23 年、平成 24 年と分けましたか。
- **福祉総務課** 平成 24 年度に一括です。
- **___委員長** その不納欠損の理由は何ですか。時効ですか。
- **福祉総務課** 時効です。時効が成立しているということで、その時点で不納欠損になります。
- **___委員長** 煩雑な事務になっていますが、それはあり得ると思います。25 年と 26 年の調定というのは、昭和 61 年に貸したものは平成 24 年で話はもう終わっているのですか。
- **福祉総務課** 全部ではないです。まだ継続して滞納の 5 名と数字を挙げていますが、そのうち 4 名は昭和 61 年度のもので。
- **___委員長** 時効の中断をしたけれども時効になったということですか。この話をしても仕方がないのですが。残っている平成 26 年度の調定した対象者っていうのは昭和 61 年と平成 10 年の台風関係のもので、現年度に払うべき返還金が発生する額ということですね。現年度に発生するのだけれども、まるまる滞納になっているということですか。例えば 40 万円が 40 万円、5 万円が 5 万円となっておりますけれども。
- **福祉総務課** 5 万円というのは本人から返還するという申出があった額だと思います。
- **___委員長** 収納未済納付額になっていますよね。表が間違っているのですか。
- **福祉総務課** すみません、確認していません。
- **___委員長** 過年度のものというのは昭和 61 年で少し残っている分と、平成 10 年度のものというのは払うべきものが払っていないということですがけれども、実際それが収納率 7% など低いということですよ。低いということに対してどういった認識がありますか。
- **福祉総務課** 現在滞納をしている 5 人のうち、4 人が昭和 61 年度で 1 人が平成 10 年度の方になりますが、そのうち 3 人の方に関しましては収入が低い方が対象になっています。月 5,000 円とか 2 か月に 5,000 円とかいう形で、少しずつ返済はされております。残りの 2 人のうち 1 人は所在不明になっておまして、住民票上でも追えない形になっております。もうひと方は返済意識が薄い方で、その方に関しては頻繁に電話や文書を送っております。本年度に関しては 4、5 回連絡を取っております。
- **___委員長** 一人 70 万くらいですね。
- **福祉総務課** はい。
- **___委員長** 月割りで払ってもらっているうちは時効にはならずにあるってことですね。延滞金は取れるのですか。
- **福祉総務課** 延滞金も取れるのですが、生活保護を受けていらっしゃる方ですとか、かなり所得の低い方というので、延滞金というのは今徴収していない状態となっております。
- **___委員** 徴収していないというか、債権管理条例に基づいて免除してあげたらいいのではないですか、事務的な整理ができますから。担当者が変わったら漫然と引き継いで延滞しているよりも、その辺の整理をしたらいいと思います。

- **___委員長** 収納率というのが二つ出てきていますけれども、一つは達成率に修正していただくと有り難いです。指摘事項としては昭和 61 年度のもの的大事だったのでありますが、それは入ってはいないということです。質問を御回答いただいたところには記載がされているということになります。
- **___委員** 文書の収納率で 100%というのは達成率なのですが、この達成率が目標として 2.1%の収納率とか 8.9%となっているので、目標率自体が余りに低くないですか。
- **福祉総務課** 目標率の設定というのが、御本人と年度当初に相談して支払いただくと、約束したものを払っていただくというのを目標にしておりますので。
- **___委員** 目標に対する達成率は達成しているけれども、収納率自体が十分じゃないのかなと思います。
- **___委員長** 収納率を上げようといわれても限界といますか、低所得とか、一人だけ返済意識が薄い人もいらっしゃいますが、難しいです。収納率を劇的に向上させる方策というのがないということですね。
- **___委員** 払う意識がないで済ましていいのか。元々どういう方に貸付を、どういう基準で貸付を行っているのですか。何の費用として貸付をしているのですか。
- **福祉総務課** 水害等の被害で家財道具を流されてしまった、それを揃えたり、家が壊れたものの復旧をしたり、ということで使っていただいているということに、条例上ではなっています。
- **___委員** 通常はお金を貸す場合は、返済の見込みがあるという人にしか貸付はしません。
- **福祉総務課** 保証人を付けていただくというのと、元々貸付そのものが厚労省からの災害弔慰金の支給等に関する法律に基づきまして、低所得の人に貸付ということになっておりますので、返済に関しては御本人からこのくらい返せるといいますという貸付の段階で返済計画を作りまして、それに基づいて返済をお願いするという約束の下で貸し付けているものです。
- **___委員** ということは、約束しているのであれば返す意思がないというのは通じないのでは。
- **福祉総務課** その返済意識が薄いという方も、一番最近では昨年度の 4 月に 1 万円入れていただいている状況でして、全くというわけではないので、こちらからも頻繁に働きかけて、少しでも返してもらえるようにしています。実際にずっと返していただけなかった方が、ある日全額返済していただくということもありましたので、これからも引き続き返済を呼びかけていくという形にしていこうと思います。
- **___委員長** そろそろ結論を出さないといけません、いかがいたしましょうか。終了ということでよろしいですか。それとも継続でしょうか。
- **___委員** これ以上やりようがないのですか。ないなら終了でいいですが。
- **___委員** 目標となる収納率が低すぎるなということが気になります。これを改善することはできませんか。
- **福祉総務課** 相手の現状は無理があります。

- **___委員** 無理があるというのは、資力が災害によって厳しいとかでしょうか。災害からまだ立ち直ってないとかですか。
- **福祉総務課** 災害から立ち直ってないという部分よりも、体調を崩していて働けない状態であるとか、かなり高齢であるとかそういうことがあります。
- **___委員** 貸した時は災害ということで、お金があるなし関係なく貸しているのですよね。生活上厳しいという人に貸したのですか。そうすると返す時に厳しさが増していると返せなくなってしまう。
- **___委員** おそらく所得のある人は一般金融から借りられるということで、市から借りるしかないのです。
- **___委員長** 所得のある人は保険もありますね。収納率の目標を高く設定しても、払えないので、目標を高くすること自体にも意味が見出せない。それよりはさっきお話であったように、個別の話の中で返せますよと意思表示をしている人を目標値にしてということが、むしろ現実的なのかなというお話でした。
- **___委員** やるべきことはやられているということで、時効の中断もされていますし。ただ、延滞金がどうかということもありますが、そこまでは言えないかと思います。
- **___委員長** やりにくさもあるかと思いますが、収納率や延滞金のことも少し心の中に留めておいて、評価という意味では終了とさせていただきます。ありがとうございました。一気にさせていただきましたので、15時15分から再開とさせていただきます。

〔休憩〕

- **___委員** スケジュールによりますと行政評価に係る意見なのですが、これまで審議してきた中で、不納欠損処理についての手続のことについて議題に上がってきました。我々で滞納整理事務1年目と2年目につきまして、不納欠損処理ということがどのように行われてきたのか確認する必要があるだろうということで、資料を作っていただきました。これに基づいて御意見を頂きたいと思います。委員長の方から説明をお願いします。
- **___委員長** 介護保険課の時に不納欠損額が多いということで、不納欠損額事由別調書というのを出示してもらったのですが、その記載にまた疑問が出てきました。例えば、納付困難と書いてあったり居所不明ということだったり、公示送達と書いてあったりするのですが、公示送達というのは居所不明の時にする処理ですので、不納欠損の理由にはならないわけです。その辺りの整理がどうかということで疑問を呈しまして、その前に、21日に不納欠損のポイントということで説明をさせていただいたわけですが、今回2年目の滞納整理事務は、前回は延滞金の点を重点的にお話しさせていただきましたけれども、ヒアリングしていたところ、不納欠損について十分理解しているかということに疑問があったので、その辺りを説明した資料をお配りして説明しました。ヒアリングの中でも不納欠損についてチェックをさせていただいたところ、そんなに懸念していた程ではなく、ちゃんと理解されていたということが分かりました。併せて、事務局の方をお願いしたところ、今日出てきた資料を作っていただいて、分かりやすく有り難いです。

前回出てきたのは介護保険料でした。介護保険料の16ページの資料も随分、介護保険

課も資料を見直したということですよ。17 ページの数字が変わってきています。主旨に沿って介護保険課では消滅時効と義務の消滅とかあるいは、直ちに納付義務の消滅ということで書いてあります。そういうことで、書いていただいたのですけれども、居所不明なのか、死亡なのか、資力が足りなくて免除したのかどうい理由か分からなくなってしまったのです。いずれにしろ、そういう形でお配りしたわけです。

1 ページに整理していただいたのが、滞納処分できる債権に関する不納欠損の処理の仕方を整理していただいたものです。地方税法第7条4項は滞納処分したときにこれ以上やると生活に響く場合に執行停止をかけて、その後3年間特段問題なければ債権が消えるということです。第15条第7項はそれ以前に死亡して相続人もいないとか、外国人でいなくなってしまったとか、即座に権利の放棄ができるという、議会で議決をかけないでこの条文を基にできるのです。それから単純な消滅時効、一般的に言うと滞納事務ができるのは5年が原則というもので、この三つがあります。

2 ページ以降で三つについて整理していただいているわけです。例えば、下水道受益者負担金、後期高齢者は先ほど質問をさせていただいたもの。墓地管理料は強制徴収、つまり滞納処分はできませんので時効で処理をするという、下の2の方になっています。生活保護費返還金はちょっと変わっていて、悪質なものとそうでないものを分けたのか、強制徴収できるものとできないものがあります。市税については全て強制徴収つまり差押えできるものなので、一番額が大きいですね。それぞれの債権について整理されたので、行政改革課が各課に整理のことを同じように指示していただいたのか、これを機に時効管理が今までも適正に行われていたのですが、より一層不納欠損の処理が適正になるのかなと思っております。そういう趣旨でこの資料をまとめていただいたということになります。

- **___委員長** この件につきまして御意見等あればお願いします。
- **___委員長** 補足しますと、強制徴収できるものは上の方だけでいいのですが、できないもの、例えば6ページの墓地管理料、それと生活保護費返還金の中でも強制徴収できないやつとかありますが、資料整理上疑問なのは、例えば生活保護費返還金で居所不明で時効完成した、死亡で時効完成した、時効期間経過でやったということですがけれども、①②③は居所不明なので相手方に言うまでもなく一応亡くなったというのですけれども、時効の援用をしたと見なしたのかどうか分からないのですけれども、死亡で時効期間経過したということですよ。3番の時効期間経過したというのは、資力がなければそのままにして時効期間経過したという整理をしたのだと思いますけれども。もっと言えば資力がなければ減免するとか、時効期間は援用しないと時効にならないのですね。なので、私債権の方は難しいものがありますね。とはいえ大した件数ではないので、問題にする必要はないのかもしれませんが、一応、強制徴収債権については整理されて、それ以外のものについてはこのような形で整理の必要があるかと思えます。
- **事務局** 非徴収債権のうち、公債権につきましては5年で時効が成立しまして、時効の援用は必要ないということになっています。生活保護は公債権なわけですから5年で時効が完成しますけれども、20 ページの方御覧いただけますか。市営住宅は私債権なので時効完成には時効の援用が必要になりますので、権利放棄という形で不納欠損してお

ります。

- **___委員長** 失礼しました。公債権は時効の援用が必要ないという整理があるのでよね。おっしゃられたようなのが通説だと思うので、失礼しました。例えば生活保護費返還金については、時効が経過したら援用の必要がないということで訂正します。それで、居所不明の場合も5年でなくなって、死亡の場合も一応5年でなくなります。
- **事務局** ①②③の区分けなのですが、居所不明とか死亡につきましては、いろいろと調べた挙げ句こうなっているという形でして、③の時効期間の経過というのは、何もせずにそのまま時効期間が来たので不納欠損にしたというものです。
- **___委員長** 何もしないということは、時効の延長もせずに時効を迎えたということですが、それは改善した方がいいかもしれませんね。説明が抜けたのですが、時効期間の経過というのは、払えないのが明らかなので時効にして消したように聞いたものですから、そういうやり方もやむを得ないかもしれないですね。20ページの私債権である市営住宅の家賃ですが、これが重要だと思うのですけれども、破産した場合は免除するのですね。消滅時効を迎えたとしてもそれで終わりではなくて、条例に基づいて免除とか、意思決定をするということですね。不納欠損をするというよりも処置をするということで書面時効の完成だけでもないのかもしれませんが、ただ、援用しない場合でも、期間が経過したので免除するというというやり方もしているということですか。
- **事務局** 条例に従ってやっているということです。
- **___委員** 貴重な資料の整理だと思います。
- **___委員長** 趣旨としましては、これを逐一調べるということではありませんでしたが、各課から出していただきました。事由一覧の作成をお願いしたことをきっかけにして、今後各課で不納欠損処理についてのより一層明確な手続を要望するということを行政評価委員会で指摘したいと思っております。処理の根拠というものを、各課で今一度明確にして的確な処理をしてくださいということで、そういう取扱いでよろしいですか。ではそういうことで、本年度の行政評価委員会で記録しておいていただければと思います。それではスケジュールの方に戻りますけれども、個別の審議も終わりました、不納欠損事由についても検討しまして、次には行政評価に係る意見ということでお願いしていただきましたけれども、私だけしか意見がなかったということですので、事務局の方で御説明いただきまして、私以外でも、行政評価全体に係る御意見があれば出していただこうと思います。資料⑭につきまして説明をお願いします。

[事務局説明]

- **___委員長** 今回も4年目評価に継続が出ました。改善をされるまで評価を続けるというのも一つの案ですが、思ったよりも改善継続が大量に出てもいいかなとも思ったのでどうかとも思ったのですが、評価される側もする側も、ある程度期限を決めて、その後は経過措置という形でもいいのではないかと趣旨でございます。行政評価委員の意見とありますが、私個人の意見です。これに関して昨年度同じ提案をさせていただいたのですけれども、今年についてはこれについての行政改革課の意見等も示されていなかったもので、再度提案したということです。

続けて私が話してしまいましたが、具体的にはどなたの意見か出たことがあったと思う

のですけれども、行政評価調書の第1次評価、2のイやウ、これが並列してもいいのではないかということも思っております。今後の方向性が見直しの上で継続の場合は、一個しか項目がないのですよね。厳密に言えば被らないのかもしれませんが、可能性としては二つとか三つあってもいいのかなと、後から思い付いたという点であります。

私がもう一つ感じたのは、ヒアリングとリスニングの期間がもう少し長くてもいいかと思えます。私もそうだったのですが、質問とか期限の後に提出しておりましたので、1年目評価のヒアリングとリスニングはスケジュールの上でも後の方になっておりますので、対応していただく課の予定もあるとは思いますが、可能なのであればヒアリングとリスニングの期間がもう少し長くしていただければ有り難いなと思っております。あと、他に何か気づいたことがあればお願いします。

- **___委員** 2年目評価ですが、1次評価が終わってすぐに2次評価がある。わずかな期間で成果が出るのかなと。2年目評価は前と同じというケースが多くて、もう少し、例えば保育料は毎年変わっていない感じもして、毎年やらなくてもいいものもある感じもします。
 - **___委員長** システムが導入されるものも、システムが導入される年までは変わらないが、毎年評価しないといけないということがあります。
 - **___委員** 認定こども園に関してもそうですね。
 - **___委員長** その辺りの選別を行政改革課の方で考えていただければと思いますけれども。第2次評価を受けて第3次評価を受けようと思っても、すぐに次となります。また、今回は1日だけ担当課の椅子が例年よりも多かったです。継続評価があると件数が多くなり、担当課の人数も増えるということです。他にも忌憚のない意見をお願いします。
 - **___委員** 週3日連続は少し厳しいと思えます。
 - **___委員長** 私のように夏季休暇に入っていると何とかありますが、大変です。
 - **___委員** 理解不足できちんと説明ができておらず、申し訳ないと思っております。例えば新たに委員になる場合は、もうちょっと概要的な説明があればと思いました。
 - **___委員** 担当させていただいた内容がどういうものなのかということを教えていただくところから始めてしまうので、ある程度情報を頂いてからヒアリングに行った方が、深く聞けると思えます。
 - **___委員長** 第1回目に内容も分からずに担当になって、急にヒアリングに行っても効果がないのではないかという御指摘ですね。他に行政評価に係る意見があれば、メールでもいいです。この場でよりも、帰って振り返ってということもありますので、気になったことがございましたら、事務局の方にお送りいただけたらと思います。
- 次に、事業評価は終わったのですが、本日の審議を踏まえまして、今後答申をまとめていくということになります。答申書の形式については確認していただきたいと思えます。資料の15を御覧いただいて、その上で事務局から説明をお願いします。

[事務局説明]

- **___委員長** 形式案につきましては、前回のものを踏まえて作られております。この形式については、何か御意見等ありますでしょうか。

[特に意見なし]

- **___委員長** では、形式は前回と同様にさせていただきます。今度は中身の問題ですが、委員会の結論としては、今まで6日間にわたりまして審議していただいた意見の集約をして、答申に盛り込むということでもあります。文言等の整理につきましては、我々正副委員長に一任していただいてよろしいでしょうか。

[特に意見なし]

- **___委員長** 副委員長と調整して答申を作成させていただきます。なお、答申の前までにメール等を使いまして報告させていただきます。そこで何かあれば、訂正もさせていただきます。そういった形でよろしいでしょうか。それでは、今後のスケジュールについて、事務局から説明をお願いします。
- **事務局** それでは、今後のスケジュールについて御説明いたします。本日で審議は終了いたしまして、次回は答申案を決定し、その後、市長へ答申していくこととなりますが、その答申日は10月1日木曜日午後1時30分からとさせていただきます。場所は、第1回委員会を行った南側臨時庁舎中会議室にて行いますので、よろしくをお願いします。
なお、答申後につきましては、執行部では答申内容を踏まえまして、行政改革推進本部において総合評価を決定し、改善に取り組んでまいります。今後のスケジュールにつきましては、以上です。
- **___委員長** ただ今、事務局より説明のありましたスケジュールについて、何か御質問等ありますでしょうか。

[特に意見なし]

- **___委員長** それでは、皆様お忙しい中、持ち帰っての作業を含めて、集中的に御審議いただき、誠にありがとうございました。当委員会の審議が円滑に進められたのも、各委員の皆様の御協力のおかげと思っております。改めまして御礼申し上げます。それでは、以上をもちまして、第6回の委員会を終了いたします。ありがとうございました。